

JQA 認証・試験・国際認証等のお申し込みに関する了承事項

(一財) 日本品質保証機構 総合製品安全部門

当機構への認証・試験等のお申し込みにあたっては、下記事項をご了承いただいた上でお申し込みください。

(お申し込みについて)

1. (1)「JQA 認証・試験・国際認証等 申込書」をご提出ください。内容確認後、お見積書を発行もしくはそれに準ずるご案内をお送りします。これらに記載の料金および納期は、標準工程に基づく概算です。
- (2)お見積書等の内容をご承いただきましたら、評価に必要な資料、供試品（当該供試品に付帯する部品等を含む）をご提出ください。
- (3)評価のためにご提出いただいた資料は返却いたしません。
- (4)ご提出いただいた供試品は、原則として返却いたします。供試品返送の料金はお客さまのご負担となります。また、ご提出いただいた供試品を分解した場合、製品・部品によっては組み立て直してのご返却ができない場合があります。組み立て直しての返却をご希望の場合は、別途ご相談ください。
- (5)証明書等*の発行希望日をご記入いただいた場合には、ご希望日を考慮した納期いたしますが、諸事情により変更をお願いする場合があります。
注：証明書等*は、当機構にお申し込みいただいた評価の結果に対する証明書や報告書等であり、内容に応じて「認証書」「適合性検査証明書」「試験成績書」などの表題となります。
- (6)当機構が実施する認証・試験等は、お客さまのお申し込みに基づき、該当する基準等（適用基準）を用いて評価を実施するものです。お申し込みいただいた内容に関する評価が技術的に困難なものであると判明した場合には、お申し込みをお受けできないことがあります。また、このような場合は、一旦受け付けたお申し込みについてもご相談の上でお断りすることがあります。

(お申し込みの取消し等)

2. お申し込みにおいて、以下の事項の一つに該当する場合は、当機構の判断でお申し込みを受け付けない、または一旦受け付けたお申し込みを取り消すことがあります。なお、一旦受け付けたお申し込みを取り消す場合は、原則としてそれまで発生した費用を請求させていただきます。
 - ① お客さまが本了承事項 1 8. に違反した場合。なお、この場合、当機構は、当該取消しによりお客さまが被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとし、また、当該取消しにより当機構に損害が生じたときは、お客さまはその損害を賠償するものとし

ます。

- ②お客さまにおいて、資産、信用状態が悪化しましたはその恐れがある場合。
- ③当機構が供試品を必要と判断する場合に、供試品をご提出いただけない場合。
- ④その他お申し込みについて当機構が不適切と判断した場合。

(お申し込み内容の変更)

3. お申し込みの後、お客さま事由によりご依頼内容の変更をご希望される場合には、その旨を文書にて当機構にご提出ください。この場合、料金、納期等が変更となる場合があります。

(評価内容等の変更)

4. 認証・試験等の実施の過程において、評価の内容変更、追加等が必要となることがあります。この場合、料金、納期等が変更となる場合があります。

(お申し込みの取り下げ)

5. お申し込みを取り下げの場合は、その旨を文書にて当機構にご提出ください。但し、取り下げの場合には、それまでに発生した費用を請求させていただきます。

(契約書)

6. (1)この了承事項の他に、お客さままたは当機構からの申し出により両者で契約を締結する場合があります。
- (2)認証に関するお申し込みの場合は、認証後の取り扱いを規定した、認証にかかる契約書を締結いたします。
- (3)本了承事項 6. (1)または 6. (2)に基づき締結した契約書と本了承事項の内容が相違する場合は、契約書の定めを優先します。

(事業所・製造工場への立ち入りに関する事項)

7. 工場調査または現地審査が必要な場合は、当機構の職員もしくは委託機関の職員（以下、職員等という）が事業所または製造工場に立ち入り必要な調査を実施いたします。この場合、職員等が立ち入る可能性のある場所について、安全の確保および立ち入り禁止場所の指示を行っていただきますようお願いいたします。なお、専ら職員等の不注意による場合を除き、職員等が何らかの危害・損害を受けた場合には、当機構はお客さまに対してそれにより当機構が被った損害の賠償を求めることがあります。
注：他の認証機関からの委託に基づいて当機構の職員が行う工場調査における損害賠償等については、当該認証機関と当機構の協議を経ることになります。

(広告・宣伝活動)

8. (1)お客さまが広告および宣伝活動等を行う際、当機構が認証・試験等を行った製品以外

の製品等についても認証・試験が行われたような誤解を招く表示・表明等をすることはできません。

(2)当機構の証明書等、および当機構が認証・試験等を行った事実について、当機構の評価が損なわれるような方法で利用することはできません。

(3)認証に関する表示・表明（認証マーク含む）は、当機構で認証を取得されたお客さまに対してのみ認められます。なお、お客さまが第三者に認証に関する表明をさせる場合には、事前に当機構にご相談ください。

(4)お客さまにおいて、本了承事項8.(1)乃至8.(3)に反する事実が明らかになった場合には、広告および宣伝活動等を中止していただきます。広告および宣伝活動等の中止にご同意いただけない場合には、当機構の判断で、認証の一時停止もしくは取消し、または試験結果の取消し等の措置をとる場合があります。

(免責事項)

9.(1)天災地変、その他不可抗力により、お申し込みいただいた認証・試験等の履行および証明書等の発行ができなくなった場合においては、当機構はその責を負わないものとします。

(2)お送りいただく供試品の輸送中の損害については、当機構はその責を負わないものとします。

(3)認証・試験等においてお手持ちの試験データ等の活用を希望される場合、試験データ等はお客さまがその適法な使用权を有している旨、当機構に対して保証するものとし、当機構の試験データ等の使用に関して生じる一切の紛争について、当機構は損害・費用等の責を負わないものとします。

(支払方法)

10.(1)当機構は、認証・試験等の終了後、請求書を発行いたします。お客さまは、請求書受領後30日以内に、現金または小切手を当機構窓口にてお支払いいただくか、請求書に記載の指定銀行口座にお振込みください。なお、銀行振込による手数料は、お客さまのご負担となります。

(2)当機構に初めてお申し込みされるお客さまには、料金の前払いをお願いしております。ご入金を確認できましたら、認証・試験等を開始いたします。

なお、上記の場合以外でも、当機構の判断により、前払いをお願いすることがあります。

(異議・苦情申し立て)

11. 認証・試験等の結果に関する異議または当機構の業務に関する苦情は、文書により当機構にお申し出ください。当機構において異議または苦情の内容を調査し、お客さまに対し文書で回答させていただきます。

注：供試品、試験に必要な他製品、ジグ等をご提出いただいた場合で、供試品の破壊が伴う評価（他製品、ジグ等が破壊の影響を受ける場合を含む）においては、評価終了後

の供試品、他製品、ジグ等の破壊状態についての苦情（破壊に対する復元費用等）はお受けいたしません。

(不適合事項の判明)

12.(1)認証・試験等にて、適用規格・基準等への不適合が判明した場合は、お客さまに通知いたします。必要な改善等を実施し、改善評価をお申し出ください。なお、改善等後においてもなお適用規格・基準等に不適合である場合や、改善等に長期間を要している場合は、評価を終了させていただくことがあります。その場合は、それまでに発生した費用を請求させていただきます。

(2)証明書等発行後に生じた、製品の適用基準への不適合事項に起因する製品および製造工場の改修、改善および修理等の費用は、お客さまのご負担となります。

(機密保持)

13. 当機構は、お申し込みいただいた認証・試験等を遂行する上で知り得たお客さまの業務上の情報を、第三者に漏洩・開示しないことをお約束いたします。但し、以下の場合には第三者に開示することがあります。

①当機構が、事業に係る外部審査等を受ける際に、審査機関に対し申込書等を審査資料として開示する場合。

②法令の定め、または官公署からの命令・要請等により、開示を求められた場合。

③申込書受領後、お客さまの業務上の情報が周知の事項となった場合。

また、当機構が知り得た情報を、業務の実施に必要な範囲において、他の認証機関または当機構の委託先（試験機関・代行エージェント等への開示を含む）に対し開示することがあります。なお、他の認証機関における情報の取扱いについては、当該機関の定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

14. お客さまの個人情報は、認証・試験等の業務に係るご連絡、調整の外に、当機構が実施している他の業務のご案内、市場調査および各種情報の提供に限り利用させていただきます。

(電気用品安全法および消費生活用製品安全法の適合性検査のお申し込みに関する事項)

15.(1)当機構は、お客さまから電気用品安全法および消費生活用製品安全法の適合性検査のお申し込みをいただいた場合は、お客さまからご提出いただいた製品およびその検査設備が、適用規格・基準等に適合しているかどうかを評価し、当該型式区分に対する適合性検査証明書を発行します。

(2)適合性検査のお申し込みは届出事業者（製造事業者または輸入事業者）が行ってください。

(3)両法律ともに、届出事業者が当該型式区分内で製造もしくは輸入される製品の適用規

格・基準等への適合義務を負うこととなります。

(4) 証明書は、記載された型式の区分についてのみ有効であり、当該区分以外の製品には PSE マークまたは PSC マークおよび当機構の名称を表示することはできません。

(国際認証制度に関する試験および申請代行に関する事項)

16. (1) 国際認証制度は、当該国の認証機関等が適用基準を定めて実施している認証です。当機構は、お客さまから国際認証制度に係る試験のお申し込みをいただいた場合、当該国の認証機関等が定める適用基準に基づく試験を行い、試験成績書を発行します。また、お客さまから国際認証の申請代行のお申し込みをいただいた場合、お客さまが国際認証を取得するための申請手続きを、お客さまに代わって当機構が行います。
- (2) 国際認証の取得に関するお申し込みにつきましては、別途当該国の認証機関での費用が発生することがあります。当機構の申込窓口までご確認ください。
- (3) 国際認証制度に関する認証書の発行等、認証に係わる権限については、認証を行う当該国の認証機関に帰属します。
- (4) 試験成績書、認証書等の転載等の取り扱いについては、これらを発行する当該国の認証機関の規定が適用されます。
- (5) 当該国の認証機関の作為・不作為によりお客さまに生じた損害については、当機構はその責を負わないものとします。
- (6) 国際認証制度に基づく認証は、当該国の州、市、地方公共団体およびその他の規制当局の全ての規制に適合していることを保証しているものではありません。この規制当局の規制に適合しないことが判明した場合に、当該当局から要求される改修または回収については、当機構はその責を負わないものとします。

(依頼試験に関する事項)

17. (1) 当機構は、お客さまから依頼試験のお申し込みをいただいた場合、お客さまの指定する適用規格、試験条件および試験方法により、当機構の管理の下で試験を実施し、証明書等を発行します。
- (2) 依頼試験の証明書等は、供試品についてのみの試験を実施した結果を記載したものであり、同一の個々の販売用製品について適用されるものではありません。
- (3) 依頼試験の証明書等の内容を、消費者向けの宣伝等の目的で利用することはできません。試験の内容または結果の公表、もしくは証明書等の転載または一部分の複製を希望するときは、事前に当機構の承認を受けてください。

(反社会的勢力の排除)

18. (1) お客さまは、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）および以下の各号のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当機構の信用を毀損し、または当機構の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(その他)

19. 本了承事項に記載のない事項または疑義が生じた事項については、お客さまと当機構で協議の上、解決に当たるものとします。

以上